

追加的な改正点： 個人所得税免除はもはや支給日に依拠せず

財務省が2009年2月19日に、Circular 27の施行ガイダンスを規定したOfficial Letter No.1823/BTC-TCTとOfficial Letter No.1845/BTC-TCTを発行したのは記憶に新しいところです。財務省は其中で、2009年1月以降に支給した全ての所得（2008年の賞与や追加支給の給与額も含まれます）は2009年1月1日より適用される新しい税務規定に基づいて課税されることを明記しています。また、2009年1月～2009年5月の税金の繰延期間中に所得を支給した場合、個人所得税の納付は不要となります。

しかし意外にも、2009年7月20日付けOfficial Letter No. 10255/BTC-TCTの提案では、2009年の当初6ヶ月以内に発生した全ての所得は個人所得税を免除されると規定しています。この矛盾する規定によれば、2008年に発生したが2009年に支給された所得はもはや個人所得税を免除されませんが、2009年6月末以降に支給した金額が2009年1月～2009年6月の期間内に発生したものである場合、引き続き税金を免除されます（2009年6月30日の後に支給した2009年6月の給与・賞与等は引き続き税金を免除されます）。

財務省によると、この提案は、国会のResolution No 32に基づく個人所得税免除の対象となる納税者の公正な取り扱いを目的としたものです。

Official Letter No. 10255ではまた、政府は2009年7月1日～2009年12月31日の期間所得にだけ依拠して2009年個人所得税確定申告を承認すべきであると建議しています。その場合、個人所得税の確定申告にあたっては、2009年度年間所得の平均額を算出する作業は不要となります（免除期間の前後の所得も含まれます）。これは年次確定申告の基礎となる一般原則と矛盾します。

この免除規定は支給日ではなく発生主義に基づいています。その結果、納税者や従業員はいくつかの問題を経験することになります。例えば、(従来のガイダンスに基づいて)2008年関連の個人所得税免除所得を既に含めている納税申告書は、財務省の提案(Official Letter No 5048/VPCP-KTTHを通じて7月27日に提案済み)と政府の承認内容を反映させるために改訂する必要があります。

財務省からの追加的なガイダンスについては今後も最新状況をお伝えするつもりです。税務局は、個人所得税の計算に関するガイダンスを規定したCircularを近いうちに公表すると表明しています。その間、上記の個人所得税の規則変更や個人所得税免除の問題との関連で懸念事項やお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

電子税務申告の準備は整っていますか？

国の行政事務や、納税者による納税申告上の負担軽減につながる税制近代化の一環として、財務省は電子税務申告制度の試行実施との関連で2009年7月29日にDecision 1830/QD-BTCを公表しました。

このDecisionでは以下を定めています。

- ▶ ハノイ、ホーチミン市、ダナン市、およびバリアブントウ省の納税者が新たな制度に参加できます。
- ▶ 試行実施期間は2009年8月から2009年12月です(Decision 草案では試行実施期間の終了日を2010年12月31日に設定していました)。

Decision 1830ではまた、納税者が実際に税金を電子的に申告する方法、例えば、諸条件、電子税務申告の登録、関連様式、税務申告手続き等についてガイダンスを規定しています。問い合わせをしたいか、施行実施期間中に問題が生じた場合、hotrohtkk@gdt.gov.vnまで連絡すれば技術的サポートが得られます。

電子税務申告制度の導入はベトナムの税制近代化にとどまらず、所轄税務当局による納税者向けサービスの改善にとっても前向きな展開です。源泉徴収方式を通じて法人所得税を納付している法人納税者であれば、これは時間とコストの節約につながると思われます。

なお、上記と関連したお問い合わせがございましたら、弊社の税務プロフェッショナルがご対応させていただきます。

お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フィン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。

www.ey.com/vn